

第十三回国会 衆議院 文部委員会 議録 第二十七号

昭和二十七年六月四日(水曜日)
午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 岡延右三門君 理事 甲木 保君

理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 松本 七郎君

委員に選任された。

五月三十一日

大島郡十島村内小中学校児童に対する教科用図書給與の立法化等に関する請願(二階堂進君紹介)(第三三〇五号)

東京芸術大学音楽学部校舎改築に関する請願(水谷昇君外三名紹介)(第三三四一号)

の審査を本委員会に付託された。
同月二十九日
博物館法の適用に関する陳情書(京都国立博物館内閣西博物館連盟幹事長望月信成)(第二〇四六号)

義務教育費国庫負担法案反対に関する陳情書(岡山県議會議長蜂谷初四郎)(第二〇四七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十四名提出、衆議院第四〇号)

教育委員会法等の一部を改正する法案(内閣提出第一八一号)(参議院送付)

者より提案理由の説明を求めます。天野文部大臣。

教育委員会法等の一部を改正する法律案

教育委員会法等の一部を改正する法律案

第二條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、その所掌事務について当該地方公共団体を代表する。

第四十九條中「第四條に定める」を「第四條第一項及び第三項の規定による」に改め、同條第十九号を次のように改める。

二十 その他教育委員会の権限に属する教育事務に関すること。

第四十九條第十二号を同條第十三号とし、以下同條第十八号まで一号ずつ繰り下げ、同條第十一号の次に次の一号を加える。

「教育委員会の任命に係る上級の職員」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 都道府県委員会は、その権限に属する事務の一部を地方委員会に委任し、又は地方委員会の職員をして補助執行させることができる。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第五十五條の見出しを「文部大臣、都道府県委員会及び地方委員会の関係」に改め、同條第一項を次のように改める。

文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、都道府県委員会、地方委員会に対し、それぞれ、その適切と認める助言と指導を與え、及び必要な資料の提出を求めることができる。

第六十條第二項の次に次の一項を加える。

3 教育委員会は、授業料その他教育事務に関する使用料又は手数料の納額の告知をしたときは、その旨を地方公共団体の長に通知しなければならない。

第七十條第一項中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。

第八十六條中「用紙制当制の廃止されるまで」を「当分の間」に改める。

第八十七條中「(五大市を除く。この條中以下同じ。)」を削り「従

来市町村又は市町村長の権限に属するもの」の下に「及び将来法律又は政令により市町村又は市町村長の権限に属するもの」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第八十七條の二 当分の間、第五十二條の二第三項及び第五十五條中「地方委員会」とあるのは「地方委員会(地方委員会が置かれていない市町村については市町村長)」に、第五十二條の二第三項中「地方委員会の職員」とあるのは「地方委員会の職員(地方委員会が置かれていない市町村については市町村の職員)」と読み替えるものとする。

第二條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「用紙制当制の廃止されるまでは」を「当分の間」に改める。

第三條 教育公務員特例法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項から第六項までの規定中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案

教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律

(選挙の期日の特例)

第一條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三條第六項の規定によつて昭和二十七年十月五日に行われるべき教育委員会の委員の定期選挙は、同條第五項及び第六項の規定にかかわらず、昭和二十八年十月五日に行ふ。

2 前項の規定により選任された委員の職は、特別職とする。
3 第一項の規定により選任された委員は、昭和二十八年十月四日まで在任するものとし、その委員の解職の請求に關しては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定める同法第八十八條第二項に規定する委員の解職の請求の例による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○天野國務大臣 教育委員会法等の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概要を御説明いたします。

教育委員会法、申すまでもなく、教育行政が公正な民意により、地方の実情に即して行われ、及び教育行政が不当な支配に服することなく、その自律性を保ち得ることを目的として、都道府県及び市町村に教育委員会を設けることを定めたものであります。しかしながら、わが国初めての教育委員会制度を、都道府県はもとろんすべての市町村にまで一律に実施することは、いたずらに混乱を大きくし、かえつて制度の趣旨をそこなうおそれがある等の理由から、昭和二十三年の法律施行の年には、都道府県と五大市の市町村は、本年の十一月に設置することになつてゐるのであります。この間、昭和二十三年と二十五年の二度の間に、積極的に五十七の市町村に現在教育委員会が設けられております。

私も進んで教育委員会を設けられたこれらの市町村を中心としたして、市町村における教育委員会制度のあり方を、いろいろと研究して参りました。さらにまた、教育委員会発足以來三年有余の経験にかんがみまして、教育委員会制度を真にわが国の実情に適したものにいたしましたために、種々検討を加えて参りました。教育委員会制度についてのおもな問題点として、は、教育委員会をいかなる地域單位に設けるかという設置單位の問題、都道府県の委員会と市町村の委員会との事務の担当区分の問題、教育委員会と知事、市町村長等との関係の問題、さらに教育委員の選任方法、教育財政の問題等、いずれも再検討を要する重要な問題であると考えてゐるのであります。

これらの問題につきましては、教育委員会制度協議会、政令改正諮問委員会を初め、その他関係各方面から傾聴に値するいろいろの意見が寄せられてゐるのであります。これらの意見は各種各様でありまして、必ずしも一定の方向を得られず、また、問題は教育制度全般とも深く関連し、かつ地方制度全般にも重要な影響を及ぼすことであるので、いましばらく慎重な検討を加へる余裕を持たせたいと考えるに至つたのであります。これがため、本年十一月一日に、各市町村に設置されることとされております教育委員会の設置時期を一年繰延べますとともに、今年十月五日に予定されております教育委員の選挙も、同じく一年繰延べることとしたと考へ、この法律案及び教育委員の選挙の期日等の特例に關する法律案を用意した次第であります。

す。従ひまして、本法法律案は、市町村の教育委員会設置の時期を一年延期することを中心とし、それに関連する事項と、事務的に整備を必要とする最小限度の事項を内容としたしてあるのであります。教育委員会制度の本質的事項にわたりますものは、すべて次の機会に御検討願ふこととしたのであります。

以下、この法律案の内容につきまします。簡単にその概要を申し上げます。まず第一に、さきに述べました理由により、市町村の教育委員会の設置の時期を一年延期して、昭和二十八年十一月一日といたしました。

第二に、市町村に置かれる教育委員会設置の時期を一年延期したことに伴ひまして、都道府県を單位とする公立学校の職員団体の存続期間を同じく一年延長したのであります。市町村に教育委員会が設置されるまでは、当該市町村の設置する学校の教職員の人事等は、直接に都道府県の教育委員会が担当しておりましたので、都道府県を單位とする職員団体が、期間を限つて特に認められてゐるのであります。が、教育委員会の設置の時期が一年延びますれば、それに伴つて、右の期限も同様一年延長すべき筋合いのものと考へたからであります。

第三は、教科用図書に關してであります。現行法によりまして、教科用紙の統制撤廃に伴ひまして、都道府県の教育委員会または都道府県知事が、教科用図書の検定を行ひ得るよう定められてゐるのであります。が、教科用図書の検定は、教科書行政上きつめて重要な意義を有することでありまして、用紙の統制撤廃に伴ひ、今た

だちに教科用図書の検定を行ひ権限を各都道府県ごとに認めますことは、必ずしも適當でないと思へるのであります。教科書制度の確立は、なお、慎重考慮を要することでありまして、この当分の間は、従來通り文部大臣のみが検定を行ふこととした次第であります。

なお、これらにつけ加へまして、教育委員会の権限の委任關係を調整し、さらに市町村の教育委員会または市町村長との關係を明らかにすることなど、教育事務執行の合理化をはかることとしたしました。

右のほか教育委員会の所掌事務について地方公共団体における教育委員会の立場を明確にし、また、授業料その他教育に關する使用料、手数料の徴集につきまして、事務手続を明確にいたしますなど、必要と認められる若干の改正を加えております。

以上が、本法法律案の提案理由と改正の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

次に、教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に關する法律案につきまします。提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

第三條 この法律施行後教育委員会の委員(教育委員会法第七條第三項に規定する委員を除く)については、公職選挙法第九條第五号若しくは第六号に規定する事由又は欠員が生じた場合においては、公職選挙法及び公職選挙法の施行及びこれに伴ひ關係法令の整理等に關する法律中、教育委員会の委員の選挙及び補充に關する規定にかかわらず、教育委員会において、委員の被選挙権を有するもののみから、後任の委員を選任するものとする。

(欠員が生じた場合の特例)

第三條 この法律施行後教育委員会の委員(教育委員会法第七條第三項に規定する委員を除く)については、公職選挙法第九條第五号若しくは第六号に規定する事由又は欠員が生じた場合においては、公職選挙法及び公職選挙法の施行及びこれに伴ひ關係法令の整理等に關する法律中、教育委員会の委員の選挙及び補充に關する規定にかかわらず、教育委員会において、委員の被選挙権を有するもののみから、後任の委員を選任するものとする。

は、教育委員会制度の本質にかかわる最も重要な問題であると考えられるのであります。しかも、この二つの問題は、いづれも教育委員会制度の性格を決定するものでありますから、不可分の問題として、検討を加える必要があると考えているのであります。

教育委員会法等の一部を改正する法律案によりまして、本年十一月一日設置せられるべき市町村教育委員会の設置の時期を一年延期いたしますに伴いまして、この法律案を用意し、同時に執行されるべき既存の教育委員会の委員の任期満了による選挙の期日を、同様一年延期しようとしたします第一の理由は、設置問題と切り離して今年の改選を実施することが理論的に困難であると考えらるからにはかなりません。

また現実の問題として考えてみまするに、都道府県及び六十二の市町村に設置されております既設の教育委員会の委員の選挙を、予定通り本年の十月に行いまして、さらに明二十八年にまた、新設の教育委員会のために全国的に教育委員の選挙を行いますことは、新設の委員会も既設の委員会と同じ教育委員会として同一の制度のもとに一元物に運用をはかります上に支障があるばかりでなく、経費の上でも二重の出費を重ねることになると考えるのであります。これが本年の選挙を延期しようとする第二の理由であります。

このように、本質物にも、また実際問題としても、教育委員会の設置の問題と選挙の問題とを切り離して取扱うべきではないという観点に立つて、この法律案を提案いたしました次第であります。従いまして、この法律案と教育委員

員会法等の一部を改正する法律案は、形式的には二つのものとなつておりますが、内容的には一つのものであると考えているのであります。両法案を一体として御審議願いたいのであります。

次に、この法律案の内容について簡単に申し述べます。さきに申し述べた理由から、まず第一に、本年十月五日に行われることになつております教育委員の選挙の期日を一年延期いたしました。第二に、選挙の期日の延期に即応して現在の委員の任期を一年延長したのであります。第三は、欠員が生じた場合の措置であります。現行法によりまして、繰上げ補充または補充選挙によつて補充を行うこととなつておりますが、この方法は必ずしも適当と認められず、またせつかく選任方法を検討中のことでもありますので、これらの方法によらず、教育委員会法制定当初の措置にならつて教育委員会補充の委員をふこととした次第であります。

以上が本法律案を提案いたしました理由と内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○竹尾委員長 ただいま上程されました両法案に対する質疑は次会に譲ることにいたしますが、この際小林委員より特に緊急質問をしたいとの申出があります。これを許します。小林君。

○小林(信)委員 この法律は、ただいま文部大臣が御説明になりましたように、非常に重大な法律でありますし、御説明を伺いまして、私たちも根本的に賛成するような法律に伺うわけでありす。これはすでに参議院で先議い

たしまして、政府の御意向に従ひまして全会一致、賛成も賛成して来ておるわけでありまして、当然野党の諸君も御賛成の上、通ると私は確信するものであります。ただここに私が不審に思う点があるものであります。それは第三條の「教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。」というところがあるものであります。それは現行から参りますと、五月十日までの期限で現行法ができておりますが、これがさらに一年延期されるということにこの法律でうたつてありますので、そうすると、五月十日というものは、もうすでに過ぎておるわけなんです。何かこの法律には、このままで提案されると不備な点があるのではないか、あるいはこのままでいいのか。政府として提案されるについて、何か御確信があると思ひますが、その点を私は伺ひたいのであります。つまり、これは一番大事な問題でありますから、内容についてお聞きすることは、今委員長が御指示なされました通り、次の機会に譲りますが、ここだけはつきり提案理由の中につけ加えられなければならない問題だと考えて、私は質問するのであります。このことにつきまして、今まで大臣かどなたかの御出席を受けて、私は地方に今いろいろ問題が起きておりますのでこれを伺ひしように思つたのですが、その機会を得られずに来ておるわけでありす。その趣旨を申し上げますと、教育庁も困つております。それから人事委員会等も困つております。それから全国の町村も困つております。というのは、県会あたりから教育庁、教育委員会に対しては、五月十

日まで期限が切れたんだから、職員団体は現行の形は認められない、専従というふうなものはだちに復帰すべきである。復帰すれば、これに対して予算を計上して、その條給も支拂わなければならないのであるが、そういうことが措置されておるかどうか、あるいはそういう職員団体のあり方について、人事委員会等はいろいろに処置したらいいか。あるいは職員団体の方では、一応参議院は全会一致で通つたのであるから、衆議院の方でも必ず通すだろうというふうな見通しは持つておりますもの、依然としてこの問題が衆議院に上程されない、何かそこに問題があるのではないか。あるいは職員団体が、政府からせつかくいろいろに提案されましても、その通りにしないのではないか。とすれば、何か現行の形でもつて職員団体が行けないのではないかというふうなことから、職員の形でもつて職員団体が行けないのではないかと、自分たちの行動を合法的にするために、町村に対して、職員団体を町村単位につくりまして、ひとつお認めください。こういうふうな類ひをしますと、町村では、そういう條例はまだつくつてないから、それをただちに受入れるわけには行かないというふうなことで、まことに健全な労働組合の育成ということが最も重大な問題になつておるわけですが、労働三法等は論議されても、こういうふうな大きな穴が明いて、今全国的に問題を起しておる。この法律は非常に重大な使命を持つておるのですが、文部委員会としては、私はどなたに責任を追究することもいたしません。が、そういう点から考えれば、まことに私たちは大きな無責任な状態でもつて今

日まで参つたわけでありす。これに對して、政府はどういうふうな今まで考えておつたか。またこの法律を出して、何らその点不備はないか、これをお伺ひしたいのであります。

○久保田政府委員 ただいまの御質疑の点は、まことにどうも重要な点でございます。率直に私申し上げたいと思ひますが、私どもが提案理由の説明を考え、またその法文の改正文を考え、ておりました当時の考え方は、少くとも五月十日までに、ぜひこの法律を成立させていたきたいという考え方で、その点を強く申し立てておりました意味合いから申しまして、今日五月十日を過ぎての提案理由というところになりますと、いささかそこに食い違ひがあるかと思ひます。これは私も同感であります。ただ、考え方の本質に、五月十日までに成立した場合には、私も強く主張したことは、五月十日現在にありまして職員団体はそのまま継続しておるのだという点を、非常に強く主張できたと思ひます。その一面に、この法律効果としてあらわしております。分は、五月十日以後においても、この法律が成立するならば、その成立したことによつての法律効果は、新しく県単位の組合がつくられる、こういう二面を持つておつたわけでありす。ただいま、五月十日を過ぎました今日の申し方から申せば、五月十日に継続するといふ部分は、すでにそういうことを申す効果がないわけでありす。あとの部分の、五月十日以後においてこの法律が成立するならば、職員団体をそういう形において組織することができるといふ方の法律効果をねらつてこ

の法律が成立し、またその法律効果を受けるというに考えたい、こういうふうに考へておられるわけでありませう。

○小林(信)委員 今の御答弁では、どうもにつくりしなないのですが、そうすると、この空白な時期というものは、やはり五月十日で期限が切れたのだから、それによつて一応五月十日までの有効な法律というものはなくなつたのだ。従つて、今日までの職員団体というものは、これがたといできまして、この法律では認められない。新しくできたものが、今度この法律によつて認められるのだ、こういう御見解で、従来のものと、これからできて来るものとは、今度はそこには継続する資格がない、こういうふうに考へるべきですか。

○久保田政府委員 ただいま御指摘の、五月十日を過ぎたがゆえに、既存の五月十日まで許されておつたという姿の団体は、法律論としてはすでになくなつたものと考へざるを得ないのでございませう。御見解の通りでございませうが、ただ、この法律が現在審議中でありまして、この法律のきまり方によつて、その団体がどうあるべきか、またあなたの御指摘の空白間というものをどう始末すべきかという点は、私どもまだとやこう申せない段階にある。この決定次第によつて、また考へ方によつて、きめ方も考へられるようになるのであつて、今その空白期間をどうしてしまふという考へ方を考へるの、まだ懸念に過ぎるんじゃないやあるまいかというふうに考へておられます。○小林(信)委員 それはおかしいと思ふ。その空白の時をどうするといふこ

とは今後の問題で、文部省としてはどう考へようべき筋合いでないといふふうなものが多いであらう。これはやはりこの法律が制定されてその施行の効力の発生する期日といふものを明記して出して来るべきものだと思ふのです。それを五月十日といふそのまゝでもつて出して来て、その間に空白な時があるが、前のものと今度のものとどういふふうに継続しようか、それは今後の問題だとか、あるいはそれは文部省としては関知できないのだといふことでは、法律の出し方がおかしい。出したのは政府ですから、政府が今提案理由を説明するからには、何かそこに確たる根拠を持つて提案せられなければ、私どもこの法律を通して、何かまだそこに残された問題があるのでは、意味がないと思ふ。

○久保田政府委員 私の申しております意味が、ちよつとよく通つておらぬように考へますが、五月十日までにこの法律が通るものという前提でございませう。この法律が通るものという前提でございませうが、その考へ方として、五月十日以後にかりに通つた場合には、この法律の効果はどうなるかという問題を私は今論議したわけでありませう。不幸にも五月十日を過ぎております今日から申しますと、五月十日以後今日までの間の空白期間をどう考へるかというところにつきましては、私は先ほどお話を申したわけではございませう。これはこの法律の審議の結果どういふきまり方をすると予測できませんが、その結果によつて出て来る部分がある。その部分の結果は、そのときに判断すべきであつて、今その空白期

間をどう考へるかという前提においてこれを審議していただくのか、あるいはその審議の結果によつてきまつた形を受けて、この空白期間をどう解釈し、どう説明して行くか。そこに行政的な、また法律的な措置が必要であるといふことならばそれにまた補いをつけて行くべきだ、こういうふうに考へておられるわけでありませう。

○竹尾委員 次に義務教育費国庫負担法を議題とし、前会に引続き質疑を許します。浦口鉄男君。

○浦口委員 奥野課長に二つほどお尋ねをいたします。これは昨年の秋と思ふのでありますが、全国の知事会、市長会並びに町村長会議におきまして、義務教育費の全額国庫負担を決議しておられることは、御承知と思ひます。それが、今度の義務教育費国庫負担法が出るといふことが大體報道せられまして直前においては、これに対する反対決議が行われた。その間の事情について、地財委としての御意見を一応お聞きしたい。

○奥野説明員 私からそういうことをお答えするのは、適當でないかもしれませぬけれども、義務教育費全額国庫負担の考へ方と、現在出されております義務教育費国庫負担法案の建前とは、大分開きがあるのではないかと考へるわけでありませう。なぜなら、義務教育費全額国庫負担の場合には、財政的に、全面的に国が責任を負うわけでありませう。しかしながら、現在出されております義務教育費国庫負担法案においては、やはり責任を地方団体に置きながら、国が一部を負担金として支出して行くといふうなこ

とになつておられるわけでありませうから、はたして責任がどこに帰属するかといふことが、明確を欠くだろうと思ふのであります。

第二には、国が府県や市町村において市町村については、現在では教材費に対する国庫負担金だけになつておりますから趣が違ふと思ひますが、府県については、義務教育費の額を国がきめてしまふ。たとえば、二十七年度の特例につきましても、義務教育費の額の算定法が書かれておられるわけでありませぬけれども、国が一方的に府県の額をきめてしまふ、そして二分の一はあ

るいは国から直接負担金として出されるであらうけれども、あとの二分の一については、それが地方団体にとりまして、義務教育費に持つて行けるものであらうか、持つて行けないものであらうか、そういうものについての保障が何もないやないか。その点については、従来とかわりのないやないか、こういうこともいえるわけでありませう。そういう意味合いからいいますと、かつて唱えられておりました義務教育費全額国庫負担というものを考へ方と、今出されております義務教育費国庫負担法の建前とは、大分開きがあるといふふうに思つております。

○浦口委員 このたびのこの法律案が出ましてから、萩田局長は、われわれ議員の質問に対して、たび／＼前会の答弁においてもそうでありませうが、はつきりと全額国庫負担制度というものは反対であるといふことを申されておられるのであります。地方財政委員会が、地方公共団体の意思を代表するものとして、非常に密接な関係を持つて、地方公共団体の意見を生かすん

だ、そういうことをいわれているにかかわらず、萩田局長は、基本的において全額国庫負担に反対である、こういうことを言われていることは、われわれとしては、地方公共団体の意思を代表する地財委の意見として、ここに非常に大きな食い違いがあるように思ふのであります。その点いかがでしよう。

○奥野説明員 現在地方公共団体側が、義務教育費全額国庫負担法案なるものをどう考へるかといふことにつきましては、私は必ずしもかつて唱へられておつたと同じような考へ方を、現在においても持つておられるんじゃないやないかと考へておられます。具体的に申し上げますと、私がかつて全国町村会の政務調査会でありませうか、そういうところへ呼出しを受けまして、いろいろ／＼話し合ひをしておるときに、実は全国町村会が義務教育費全額国庫負担法案を知事会の決議に引きずられて行つたのは、間違ひであつたといふふうに自分たちは考へておつたといふことを、会長その他から聞かされたことがあるのであります。従つて、現在では建築費について全額国庫負担制度の提唱はしたいけれども、その他の経常費については、やはり従来通り市町村が負担して行くといふ建前とを立つて行きたい、こういうふうなことを言つておりました。また知事会で、文部省の内務課長が、文部省が当時考へておりました義務教育費国庫負担法案の賛成を求めようという説明をいろいろ／＼されておりましたときに、神奈川県知事その他から、自分たちは、かつて財政的な苦しさの余り、義務教育費全額国庫負担といふことを言つたけれども、必ずし

も自分たちの権限を放棄するような考
えを、今も持ち続けておるのだという
ふうに考えられては困るということを
言われておつたのであります。しかし
ながら、こういうことを私から言うの
は、適當ではありません、やはりそれぞ
れの地方団体側からお聞き願ひばよ
ろしいと思ひますけれども、しかしな
がら、義務教育費全額国庫負担制度を
とれば、地方住民が教育に關しまして
いろいろ考えましても、それから教育
行政の面、少くとも教育財政の上に反
映されて行くことが困難である――、
できなくなると言う方が適當かも知
れませんが、とにかく困難にな
るわけでありま。そういうことで
は、地方団体が地方自治の上で最も大
きな内容をなしております教育行政に
對しまして、無關心ならざるを得ない
といひますか、あるいは何ら権限を持
たなくなつてしまふ。そういうことで
は、行政の上に住民の希望を反映させ
ることができなくなる。そういう意味
において、かつて唱えられました言葉
にも、反省するような向きも多々ある
と思ふのであります。私も、今申し上
げましたような意味において、地方自
治というものを認める以上は、その地
方自治の非常な大きな内容をなします
教育について、ことに地方住民が非常
に關心を持つております教育に關しま
しても、国が財政的に全面的にきめて
しまふというふうな事柄は、適當でな
いじやないかというふうな考へ方を持
つておるわけでありまして、萩田局長
と、その点についてはまづ同感で
あります。

○浦口委員 その点は、実は文部省側
の意見におきましても大臣は、全額国

庫負担ということが、教育の基本政策
に對して、中央集権にはならないかと
いう一つの疑ひがある、それで全額国
庫負担については、今即時全面的に賛
成するわけにはいかない、こういうこ
とを言われております。研究中である
と言われております。これは私の見解
としては、財政上全額国庫負担にする
ことが、すぐ教育の地方の独立性を阻
害するとか、中央集権になると、こう
いう決断は、私は少し理論が飛躍し過
ぎてゐる、こう思ふのです。これは私
の意見ですが、しかし文部省も、今の
課長の言われたような意見は持つてい
るわけでは、しかし、それならば、今
度の半額国庫負担法は、むしろそうい
う意味では歓迎すべきじやないか、こ
う思ふのです、その点いかがですか。
○奥野野明員 半額国庫負担といひま
しても、半額国庫負担の仕方はいろ
いろあるわけでありま。昭和二十四
年度まで継続されておりましたよう
に、地方団体が支出した額の半額を当
然国が負担して行く、こうなつて参り
ました場合には、自治に對しまして干
渉する度合いというものは、非常に少
ないだらうと思ふのであります。ところ
が、今日のように各府県ごとに義務教
育費の額をまず国の方からきめてかか
る、それを基礎にして国の負担金を算
定して来る。こうなつて参りましたな
らば、やはり負担金の性格上、それだ
けの支出を私は義務づけられることに
なるだらうと思ひます。形式的に義務
づけられなくても、実質的には、やは
り義務づけられることになるだらうと
思ふのであります。少くとも、これは
全額が明らかにされま。わがかり
にくい問題であります。しかしなが

ら、この案の出す以前に文部省から
出されておりました案の中には、一割
を文部大臣の裁量で配分するというふ
うな、非常に極端な考へ方もございま
して、しかも、その後文部省側の答弁
を見て参りましたも、裁量は少くする
と言つておりますけれども、絶対に
量量が多い少いを考へてゐるのではな
いといふことを考へてゐるわけであり
ます。絶無にするといふことは、一ぺん
も私は聞けません。そうなつて来ます
と、やはり、なおこの案の中には、そ
ういう考へ方がひそんでゐると思ふの
であります。府県ごとに義務教育費の
額を国がきめて来るというやうなこと
になりますと――いまだかつて、府県
につきまして府県において使われるべ
き額、行政のわくといふものを、国が
はめたことはないわけでありま。こ
れはやはり地方団体がいろいろ考へて
行きます場合の大きな干渉になるの
ではないだらうかといふことを、心配し
て参つてゐるわけでありま。

○内藤野明員 ただいま文部省の案な
るものに言及されましたので、一言御
説明申し上げたいと思ひますが、今奥
野財務課長のお話によりますと、文部
省は一割を保有しておき、こういふ
うに原案がなつてゐるのだから、今度
もそうであるといふふうに測定されて
ゐるのですが、私は、それはできるだ
け裁量の余地を絶無にするのが正しい
と思ふのですが、今ただちにそれがで
るかどうかといふ問題は、今後研究し
てみなければならぬ。そこで、今度
の法案では、この点については一言
触れていないのであります。ただ地

方財政委員会が、現在まで平衡交付金
を配分するにあつた一割といふもの
を置かれた。平衡交付金の名目で一
割を置かれた。その意味で、やはりあ
る程度の輿情といふものは、いかに
範圍を法定いたしましたも、そこに漏
れるものがあり得る。そこで、今度そ
れを八割にされましたが、やはり同じ
ような趣旨と思ふ。文部省といひま
しても、教育の經費でございませうか
ら、できるだけそういう余地のないよ
うな方法を研究してみよう。そういう
意味から、今度の法案ではそのことを
うたつてないのであります。それが
原案にあつたから、今度もそういう
考へ方であるだらうといふふうにすく
に推測されるのは、はなはだ私どもと
しては迷惑であります。できるだけ地
方自治を侵害しないやうな方法を講じ
て行きたい。しかも義務教育費を各県
別にきめたところで、それは国庫負担
の限界をきめるだけであつて、必ずし
も地方にどうするとか、地方の義務教
育費を縛るという意味ではないのであ
ります。もちろん、奥野君のお話のよ
うに、従来のように、地方が出したも
のを、実績によつて三分の二の
を、実績によつて三分の一の
を国が補充費としての形で出すのが
いいと、私も思ふのであります。こ
ういふ場合になりますと、地方の財政
能力によつて貧乏なところがいづま
でも上らないといふ一つの危険があるわ
けです。過去の制度には、非常にいい点
もあると同時に、弊害もあつたと思ふ。
貧乏な府県は、いつまでも半分は出せ
ますけれども、そのあとの半分は出せ
ないといふ点で、教育の程度がいづま
でたつても向上しないといふ半面に危
険もある。その両者をどういふふうに

して調整するか。この前のときに、知
事が公選になり、また一方に教員組合
等の職員団体によつて、相当労働攻勢
が盛つたつて、無制限に国が半分見
ると、国庫財政には計画性が立たない、
こゝういふ意味で国庫の負担する限界を
きめようといふのが、この前の定見
に對して、国庫の負担する限界といふ
のはきめなければならぬ。そうかと
いつて、地方自治といふものをできる
だけ尊重しなければならぬ。ここに
何らかの最も合理的な妥當な解決策を
考へて行こう、こゝういふ意味で、この
問題を別に法律で定める、そうしてあ
とに議つたのであります。

○浦口委員 私は、やはりこの考へ方
は、文部当局の考へが妥當じやないか
と思ふのです。と申しますことは、義
務教育は、憲法に規定されるまでもな
く、無償の原則であり、機会均等の原
則といふことをわれわれは考へますの
で、やはりこれに對して、国家の義務
教育であればこそ、教育の内容そのも
のが非常に中央集権になることは、大
いに避けなければならぬが、施設あ
るいは外部の整備費、教職員の俸給等
について、国家が全面的に責任を負う
といふことは、私は當然だと思ふ。そ
れをもつて、すぐ地方自治にわくをは
めて地方自治を拘束するものである。
中央集権である、あるいは財政にわく
をはめるものである、こゝう言うこと
は、私はどうも理論が少し飛躍し過ぎ
ると思ふのです。要は地方財政を苦し
めない、またそれにふさわしい財源を
ここに得るといふことが問題でないか
と思ふ。

そこで一つ伺つておきたいことは、

前会の説明におきまして、平衡交付金は、地方財政の需要と財政収入との差額でござることを訂正するためには交付するのだ——これはまあ地方財政平衡交付金の本質だと思ふのでありますが、そこで、財政需要の計算においては、単位費用を法律または規則で定めておきますから、各地方団体の財政需要なしいしは平衡交付金は、これらの法律や規則で計算されて決定されている。これはさうだろうと思ふ。ところが、それに見返るいわゆる収入の面においては、事務当局の自由裁量の余地が絶対にならないかということをお尋ねしたいのです。ということは、たとえば、遊興飲食税あるいは入場税その他の計算の基礎においては、私は事務当局としても、地方の租税能力において、事情によつて自由裁量の余地がある、こういうふうな考えののです。そこで、地方自治体から財政委員会に対して大いに陳情があり、実情の陳述があつて、それによつて各土地にふさわしい平衡交付金の配賦がなされる、こういうふうなわれ／＼考えておりますが、前会の答弁においては、その収入の面において、事務当局として自由裁量の余地はないかということ言われております。その点、もう一段明確にしておきたいと思ひます。

○奥野説明員 ただいまのお話を伺つておりました、先ほどの内藤課長のお話を伺つておりました、財政制度について、誤解しておられるように思ふのであります。といひますのは、義務教育費国庫負担金という国からの補助負担金というものと、地方財政平衡交付金なり地方税なりというものを、同一に論ぜられてゐるのじやないかと

私は思ふのであります。といひますのは、補助負担金というものは、国が意図しておられます行政を地方団体に行わせるために、国からそれに使ひべき金として交付される額であります。通称ひもつき補助金といわれてゐる額であります。これに對しまして、地方財政平衡交付金は、一般財源であります。何に使つてもよろしいのであります。そのことを、ことさら地方財政平衡交付金法という法律の條文の中つては、何らの條件をつけたら、使ひ道を制限したりしてはならないと斷つてゐるわけでありまして、その意味におきまして、問題は非常に違ひのであります。もし、先ほどお話をありましたように、わくをつくつても、国の負担の限度を示すだけである、こういうことであるならば、むしろ教育に關します基準がつくられるならば、それらの基準に應じて基準財政需要額が測定されるべきである。それだけの地方財源が保障されなければならぬ。しかも地方財政平衡交付金制度では、なかなか地方財源が確保されたいというやうな意見もございまして、今回の改正案におきましては、全部法律で測定ができるやうに改正されて参つて來てゐるわけでありまして、ことにまた、昨秋政府内部においていろいろ議論されたやうに、地方財政平衡交付金というやうな交付金では、やはり補助金負担金の類と誤解されまして、とにかく中央依存のになりかねない。だから、これらの相当部分を酒、タバコ還付税に置きかえよう、こういうやうなことで、具体的に總司令部とも折衝が行われたわけでありまして、酒、タバ

コを還付税にいたしまして——しかし富裕な地方団体には交付しない。しかしながら、実質的には地方財政平衡交付金とはかわらないわけでありまして、觀念的に税的の觀念を持たせながら、地方団体の自律的な精神というものを、つちかへて行かなければならぬ、こゝういつたことも考えられておつたわけでありまして、この意味合いにおきまして、補助負担金と地方財政平衡交付金とは、性格的にまったく別なわけでありまして、もし、先ほどの御説明がございましたやうに、わくはつくるけれども、それは何ら地方団体を制約しないものなんだというやうなお話であるならば、現行制度と何にかわりはないわけでありまして、義務教育費国庫負担制度をつくりまして、ことさらに、地方団体が使ふところへ直接収入を得まして、地方の住民が思ふやうな使ひ方をすればいいものを、わざ／＼政府官僚の手を通じまして配分を行ふ。事務費だけでも莫大なものになりまして、直接府県が使うところへ収入いたしまして、それをどう使うかということ、議會にかけまして配分の使ひ方を決定して行けば、何ら事務費はいらない。それをわざ／＼國庫に収入いたしまして、政府官僚の手を通じて、しかも負担金というやつで配つて行きましたならば、しば／＼申し上げますやうに交付の申請、あるいは交付の手続、あるいは使ひ道の報告、あるいは監査、いろいろの問題におきまして、相當な事務費がかかるものであります。これは、ほかの補助負担金の例をごらんになつても、よくわかることである。しかしながら、それだけ事務費を要しまして、あるいは國民の負担が

ふえまして、その結果、行政が非常によくなるというならば、そうせざるを得ないかも知れません。しかしながら、義務教育費につきましては、住民が非常な關心を持つてゐるものであります。地方政治の中心をなす問題であります。従つて、もし義務教育につきましまして適切な内容が定められますならば、必ずやそのやうな方向に行政施設が講ぜられるだらうというやうな考えを持つてゐるものであります。従いまして、また平衡交付金制度におきましても、だからといつて、いたずらに中央依存のな氣持を起させてはなりませんので、先ほど申しましたやうに、基準財政の測定も法律できめて行かうとしておるのであります。従いまして、原則的には、普通交付金の算定にあつたつては、裁量の余地を残しておりません。たとえば、具体的に申し上げますと、法人の事業税をどうやつて測定するかということですが、法人の事業税を測定する際には、事業諸統計に基づきます産業分類別の従業者数を用いて、銀行業の従業者一に対して紡績業の従業者はどの程度の所得をあげておるか、こういうやうなことから、従業者数を基礎にいたしまして、かりには、税額において何人の従業者数になるか、これを基礎にして税額を算定するといふやうな方式をとつて参るわけでありまして、しかしながら、同じ業種の会社でありまして、労働争議が起きたとかいろいろのこと、他の会社では利益をあげておつても、その会社では損失を計上してゐる場合がございまして、そういう問題を補填いたしますために、特別交付金制度というものを

設けておるのであります。しかしながら、地方財政平衡交付金というものと他の補助負担金とは、性格が全然違ふものであるといふことも、御了承願つておきたいと思ひます。

○水谷(昇)委員 この間にちよつと御質問申し上げて、御注意申し上げたいのであります。その後速記録をお読みになりましたか。今日は萩田氏が見えていないのですが、速記録を見て、もしさういふことを言つたならば取消すといふお話でありましたが、速記録を御研究になつたのかどうか、お尋ねいたします。

○奥野説明員 私は速記録は読みませんでした。

○水谷(昇)委員 今あなたに質問してもう／＼が悪いでしようけれども、この前のときに、速記録のことと問題になつたのであります。きよ／＼萩田君が出席せられるならばともかく、出席せられないであなたが代表して見えるならば、速記録を讀み直して、自分の言つたことにあやまちがあれば訂正するといふのですから、萩田君がまじめな人ならば、何かあなたにおことづけがあつて、ここで訂正をせられるといふことが當然だらうと、私は考えるのですが、さういふことはなかつたのですか。

○奥野説明員 私はきよ／＼萩田局長に會つておりましたので、今そのやうなお話のあつたことを、後刻伝えておきたいと思ひます。

○水谷(昇)委員 それでは、萩田政府委員のこの間の発言の一部を讀んでみますと「先ほど申し上げましたやうに、この義務教育の水準を維持するために、これは、一休何がその理想と

する水準なのか、これがはつきりと法律でもつて示されることが先決問題だと考えるのであります。そういったしに、いたずらに経費の面だけにとらわれることは、決して義務教育を向上させるゆえんでない。ことにわれわれはそれは反対なのでありますが、かりに「云々」というふうにつけておるのです。これから私が考えてみますのに、われ／＼が聞くと、この法案は、いたずらに経費の面にだけとらわれている法案であると言っているように解釈できる。それは、過日あなたもお聞きの通り、念のために内閣君にも説明をしてみたいのでありますが、立案するに、相当水準も考えて立案したものであり、ただいたずらに経費の面だけにとらわれた法案であるとは、われ／＼は考えない。この法案については、自由党においても、文部省と地財委の方と、それから大蔵省の事務の方とも懇談をして、そうして政調会の方で、妥協案といえますか、案ができ、それを議員提出として提案してあるのでありますから、そういうふうないきさつから考えても、萩田君がこういうふうに批判的に、いたずらに経費の面だけにとらわれていると言ふことは、私はいいえないと思う。この点を、あなたからひとつよくお伝えいただいて、取消しをしようと思ふならば取消しをしていただく。取消しをする必要がないと思ふばそれでもけっこうですが、いづれにいたしましても答弁は、浦日君の質問であつたと思ふますが、それに対しての答弁では、この法案によるような趣旨であるならば、簡単に申しますと、全額国庫負担の方

がいいのだ、むしろそうした方がいいというのを言われたのであります。これは岡野国務大臣も、全額国庫負担ならば賛成するのだ、こういうふうな答弁しておられるのでありますが、それに對して浦日君から、そういうことになる、あなた方が常にきらつておる中央集権ということによけいなものじやないかということとを反問せられるという、だからこれでは私どもは反対だということを言われた。そうすると、全額国庫負担法というものは、反対であるにもかかわらず、この現在の案に賛成でないために、最も反対な全額国庫負担法をむしろやつたらしいじやないかということとを言われる。その心持が、一体われ／＼は理解ができない。そういうふうな言い方だと、この案には反対だ、それ以上のものに、反対であるにもかかわらず、むしろそうした方がいじやないか、それなら賛成だといったような言い方は、これはどうも私どもは理解ができない。この点についてのあなたのお考えをひとつ聞いておきたい。

○奥野説明員 たいだいま出されております義務教育費国庫負担法案につきましては、配分方法その他が別法律に譲られておりますだけに、一体どういう姿になるのだらうかということ、この確に理解したいのであります。全貌のわからないものにつきては、今賛成か、反対かと言われても、むづかしい問題があるかも知れません。しかしながら、そういうことは別問題にいたしましたとしても、責任の帰属を明確にして行く、こういう立場から論じて行きますならば、やはり経費の支出責任は、どちらか一方にあるのだというこ

とにした方が、はつきりするだらうと思ふのであります。そういう意味からいいますと、一部負担であつて、残りの部分についてはどのような形で信託されるか。地方団体に對しては、少な過ぎる場合もあるだらう、多過ぎる場合もあるだらう。それでは、地方団体において少な過ぎた場合、地方団体はそのままで行けるかという問題であります。たとえば、新制中学の二分の一の国庫負担が少な過ぎ、残りの二分の一の出さなかつた地方団体は、足りぬから、苦心さんたんで、市町村は金をかき集めて行けるわけであり。そうしますと、これらの財源措置をどうやるのだらうかという問題があるわけであり。あるいはまた、それだけのものをかき集められない場合は、教育水準が維持できないだらうと思ひますが、その際に、一体国が悪いのか、地方団体が悪いのか、責任の明確を欠きます。責任の帰属を明確にするという見地自体から突き進めて問題を論じて行けば、全額国庫負担法がよろしいという結論が立つわけであり。おそろく私は、岡野国務大臣が言われたのは、そういう考え方だらうと思ふのであります。何も地方行政、国の政治全般から総合的に判断して、今ただちに義務教育費国庫負担とした方がよろしいというふうに、結論的におつしやつたのじやないだらうと思ひますが、これは岡野国務大臣に聞いてみなければわかりませんが、ただ、私が申し上げましたような見地に立つてそのことを論ずれば、そういう意見は、やはり成り立つだらうと考えております。

○水谷(豊)委員 いろいろに解釈をせられて、むしろ全額国庫負担だつたら、責任の帰属が明らかになります。その点ではその方法がいい、こゝういふに言われたと解釈しておきますが、いづれにいたしましても、それは自分から言つて、まったく反対だ、より以上反対だといふものを、それうした方がいいじやないか、こゝういふことを言ひのは、私は無責任だと考え。この点は、大いに反省してもらわなければならぬと思ふ。

それからもう一つは、ただいまあなたの御説明を伺つておりますと、現在提案せられておる法案の趣旨では、あなた方が考えておる平衡交付金制度で、今度改正案が出るんですね、それでよく間に合ふじやないか、こゝういふことを言われたのでありますが、それになりますと、やはりひもつきというふうな意味になるんじやないですか。ひもつきにするという意味でないですか、それを伺つておきたい。

○奥野説明員 地方財政平衡交付金法の改正にあたりましても、地方財政平衡交付金が一般財源であるという本質には、何ら改正を加えていないわけであり。義務教育費国庫負担法案に對してもそうであり。他の行政分野からも、若干同じような意見が出てゐると思ふのでありますが、地方財政平衡交付金制度について言われております問題は、二点あると思ひます。第一点、地方財政平衡交付金は、繰額を確保したいではないか、これが第一点。もう一つは、一般財源についてひもつきにしないと、ほかの方へみんな使われてしまふ、国の意図するよう行政が行われないじやないか、こ

ういふ点であります。第一点につきては、基準財政収入額の測定については、全部法律の定めるところによつて機械的に計算できるというふうな書いたことでもあります。従ひまして、国会で御審議願ひに限りにおきましては、法律で定められた通りに計算されて、地方財政平衡交付金額が定まるわけであり。それから、繰額は確保されるじやないか、かゝうに考えているわけであり。第二点の問題につきましては、国が個々の行政につきまして、八千万国民の立場から、どの市町村、どの府県においても、この程度の行政の規模を維持してもらいたい、このようないうことを法律により、法律に基く政令で定められた場合には、必ず地方団体はそれだけのことを維持して行かなければなりません。もし維持しなかつた場合には、関係行政機関の長に勧告権が與えられます。勧告しても地方団体が応じない場合には、それらの施設を保持しなかつたために地方行政の水準を低下させた。従つてそれら額があるわけであり。これだけは返さなければならぬ、こゝういふやり方をしようとするわけであり。す。

そこで、断つておきたい問題は、よけいなことを申し上げて恐縮であります。けれども、現在国がどのような行政については一定の割合において負担をして行くか、こゝういふことを、地方財政法で明確にきめてゐるわけであり。現在地方財政法のとつておりまします建前は、負担金、補助金等を通じて、国が地方団体の行政につ

まして、これを統制、支配の具に供してはならないというよりなことを中心に考へてゐるものでありますから、少くとも、地方公共団体または地方公共団体の機関事務とされた以上は、それに要する経費は、全額地方団体が負担しなければならぬというのを建前にしてゐるわけでありまして、しかしながら、これについて四つの例外を設けておきます。第一の例外は、法令に基いて地方団体が実施しなければならぬ事務であつて、その円滑な運営を確保するために、国がなお進んで一部金を出して行かなければならぬというもの。言いかえれば、地方団体の行政として同化されてゐない、こういうふうな事務につきましては、個々の行政につきまして一定の計画を国が示しながら、反面それ／＼につきまして負担金を出して行くというやり方をせざるを得ないだらうと思つてあります。要するに、法令で義務づけられておりますけれども、地方団体の事務としては、十分なじまれてゐない事務であります。こういうものについては、負担金の制度はやむを得ないと考へてあります。第二には、国の総合的な経済計画の基礎の上に立つて事業の分量をきめて行かなければならぬ国道の改修でありますとか、港湾の修築でありますとか、こういうふうな種類のものがあります。これは国の産業政策と非常に関連がございますので、国が地方団体の行います事業分は、やはり全体的にきめて行つた方がよろしいと思つてあります。こういうものにつきましては、国が負担金の制度をとらう。第三には、災害にかかる経費であります。災害にかかる経費であつて、地方

税法や地方財政平衡交付金の運用によつては、その財政の維持に適合した財源を得られない場合であります。たとえば、津波で道路が流されてしまふ。一体その道路の復旧にどのくらいかかるか、あるいは港湾の修築にどのくらいかかるか。これは個々の行政当局として一々當つて行かなければならぬだけの財政需要を見込まなければならぬかといふことは、わからないわけでありまして、従いまして、個々の行政につきまして、復旧費がどれだけの額かといふことを計算して、一定割合を国が負担する。これが第三の性質のものであります。第四の性質のものは、もつぱら国の利害に關係するものであります。国会議員の選挙でありますとか、こういう種類のものでもあります。それ以外は、先ほど申し上げました原則に立ち返りまして、地方団体の事務である以上は、全額地方団体が負担して行く。その反面、地方税を充実するし、地方税が足りないところは、それに要する経費を全面的に地方財政平衡交付金制度で補つて行く。地方財政平衡交付金は、国から交付されるけれども、何ら便宜道については條件はつけられない。そこで、もし十分地方団体の事務として同化されてゐる事務であり、しかしながら、なお不安があるならば、一定の基準というものを国会でおきめになつたらいいじやないか。何も補助金をつけて統制しなくても、国会の意思で、これだけのことをやらなければならぬのだといふことをおきめになれば、十分同化されてゐる事務については、地方団体はまたいろいろ／＼と知恵をしぼつて、それらの行政をまゝとめて行く努力をするだらう、こういうふうな考え方を持つてい

るわけでありまして。
○水谷(昇)委員 ただいまの説明によつて、平衡交付金によつても今義務教育費国庫負担法に考えられておるようなことは、実現できるというふうな御説明でありましたが、これに対して、文部当局はそういうふうでさうしつかえないのか、別に考えがあるのかその点をひとつ説明願ひたいと思ひます。
○田中政府委員 国庫負担法の問題につきましては、私もさういふように考へておるのであります。実際問題と理念の問題とございまして、まず實際問題で、現在非常に困つておるということについては、しばしば資料等も差上げ、また御説明もいたしておりましたので、御了承いただいておると思ひます。であります。その根本の理念の問題として、私も、義務教育について無償の原則まではつきり認めておる。これは義務でございまして、單に地方だけでやる、いわゆる地方事務とは考へておりません。従つて、その財源は先ほど御説明がございましたように、單に一般財源でまかなつて行くべきものであるとのみは考へておりません。で、少くとも、国もこれに対して直接みずからの事務と同様の協力をする必要がある問題である。従つて、その範囲において考えられることは、財政上の措置が最も適當なこととございまして、その面において、地方と同時に、国も少くとも最終責任を持つてこれに當る、こういうことが適當であり、またさうすべきものであると考へております。さういふ意味において、平衡交付金の中において、国の期待するその措

置はできない。これはくりくつの上からできない制度なのであります。そういう意味において、理論からも、また現実の實際問題からも、これを別途の国庫負担法によらう、こういうこととございまして。
○水谷(昇)委員 奥野さんは、それに対してどういふお考えですか。
○奥野説明員 義務教育は、憲法上、国が保障しなければならぬ義務になつてゐるから、ひもつき補助金を持たなければならぬ、こういうふうなことが考え方の基本になつておつたように私は了解したのであります。これについては、一体国が保障するというのは、どういふ形において補償すれば、保障するということになるかと考へてなつておるかといふ問題に帰着するわけでありまして。私は、しばしば申し上げるやうに、完全に保障しようとするならば、全部小学校、中学校を、国立小学校、国立中学校にすべきではないか。国が全面的に担当することによつて、あるいはお氣持のよいことが達成されるのではないかと考へてあります。しかしながら、われ／＼はそれは解釈しないのであります。現在の地方団体が、どれだけの事務を担当するか。それに要する経費は、やはり同じ国民が担当するわけでありまして。国がやつております仕事につきまして、府県がやつております仕事につきましても、市町村がやつております仕事につきましても、決して府県や市町村は、株式会社ではございません。公の立場から、住民多数に關係します仕事を担当するわけでございますので、それからの経費は、全部国民から出てもらうわけでありまして。国民から出

してもらいます際に、国と府県と市町村が、どのような事務の割合で担当しているか、この事務の分量に応じて国税、市町村税がきめられるべきである、かやうに考へておるものであります。しかしながら、現在、税源というものには非常に偏在しておりますので、地域から得られる独立税だけでは、その地方団体が担当しております事務に要する経費を、完全に収入することは困難であります。そこでさういふふうな部分につきましては、市町村の組合、府県の組合が一定の分をまゝとめて徴収して、それを足りない団体に交付して行く。要するに市町村の組合、府県の組合がまゝとめて徴収するということは、国が徴収するといふことは同じであります。さういふものを国が徴収いたしまして、足りない団体に交付して、足りないだけの額を地方財政平衡交付金として行くわけでありまして。地方財政平衡交付金制度におきまして、その法律に明らかに、個々の地方団体に對しまして、必要な経費は、地方税と平衡交付金とで完全に確保されるのだといふことになつてゐるわけでありまして。法律に明記されておるわけでありまして。私たちは、このやうな保障でけつこうだと考へてゐるのであります。ことさらに全額国庫負担でやらなければならぬ、やはり国立学校にしなければならぬ、そのやうな保障を憲法がうたつてゐるものではない、そのやうな考え方を持つてゐるものであります。
○内藤説明員 私どもは、ただいまのお考えを聞いておりますと、二つの議論がはつきりすると思つてゐます。一つは、奥野議長のお話を伺つてゐると、

義務教育のような憲法上の問題でも、すべてこれは地方財政でまかなえなばよいのだ。そこで、地方の税金でまかなうのが本来の姿であつて、そこに教育に差等があつてもよいのだという結論になると思ふ。ただ、その差等があつてはならないように、できるだけ平衡交付金で調整しようという考えが基礎になる。すなわち教育は地方の事務であるという原則なのであり、文部省といはしては、教育、特に義務教育は、国家の責任に属する義務だ、こういうふうに原理的に意見が対立している。それならば、地方財政平衡交付金は十分来るかという問題になるのです。地方の三十数項目の行政費全部を国が補償するといふことは、私どもとしては、非常に困難であるだろう、こういう点に疑念を持たざるを得ない。絶対額という問題と、それから調整の場合がうまく行くかどうかという点に、運営上にも問題があるのではなからうか。そこで義務教育のような国家の事務については、これは教育の機会均等といふことを強く考えれば考へるほど、一定の規模を国が保障する責任がある。そうならば、はつきりと国家負担制度で行くべきではなからうか。この点が問題なのでありまして、イギリスにおきましても、アメリカにおきましても、諸外国どの国におきましても、教育は機会均等という点から、別の補助金制度をとつておることは、御承知の通りだと思ひます。そこで、私どもも、そういう制度を考へて行きたい、かように考へておるのであります。

○水谷(長)委員 きようは一応この程度にいたしておきます。

○奥野説明員 今内藤課長のお話を聞いていますと、機会均等という問題と、教育の質に差等があるかないかという問題、こういう点が意見の食い違ひであるように言われております。なほ、それで私もよくわかつて来たのであります。われ／＼は、たゞえば教員の給與につきましても、地方公務員である以上は、ある程度差等はあつてもしかるべきだと考へております。まづたく画一でなければならぬとは考へておりません。しかしながら、どこの府県に勤務しておられるもの、保障せられるべき最低限度というもの、確保せられなければならない。しかしながら、それ以上においては、若干差等があつてもよいではないか。もし差等があつてはいいかとするならば、しば／＼申し上げるうちに、国の官吏にして、給與は文部大臣がおりまゝになればよろしいわけであり、また国の経済から言ひまして、小学校の校舎といふものは、今は木造でやらなければならぬ。しかしながら、東京、大阪において鉄筋コンクリートでやるところがあつてもさしつかえない、最低さ保障されるならば、必ずしも全地域において、同等でなければならぬことはないといふ考へ方を持つておるわけであり、これを住民が非常に熱意を持ちまして、いろいろ施設の内容にも努力をしておることは、けつこりなことではなからうか。少しよいところがあれば、それが不均等であるというよりな考へ方は持たないであります。最低を確保されなければならぬ、最低を確保するように法律で義務づけをやることは、これはけつこりだ。しかし、法律

で義務づけられるならば、われ／＼はこの教育の問題については、十分地方住民が関心を持つておるのであるから、それらの達成に努力せられるであらうというよりな考へ方を持つておるわけであり、

○小林(進)委員 同じ質問を、何回も繰返すことになるのでありますが、どうも奥野課長は、やはり自治の暢達完成、不干渉ということに重点を置いておいでになるようであり、われわれは、何といつても国家の根本問題であり、教育の機会均等と、特にこれの完成に重点を置いておる、そこに私は大きな開きがあると思ふのであります。あなたは、平衡交付金をお取扱いになつておる、その平衡交付金の三十数項目の中で、特に教育に関する問題は、他の費目と併立に考へなくては、これは国家の性格を決定づける基本的な問題であるといふわれ／＼の主張を、一体お認めになるかどうか、これを私はお聞きしたいのであります。

○奥野説明員 平衡交付金制度の中で、基準財政需要額を行政項目ごとに測定しております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、これらは決して地方団体の支出を制約するものではない、地方団体に交付すべき交付金の額を算定するために、このような作業をいたすだけのことであり、従ひまして、国家的な見地から個々の地方団体の個々の行政につきまして、これだけのことをやつてもらわなければならぬ——今おつしやいました義務教育等は、その例だらうと思ひますが、そういうことは、平衡交付金法の中には書くものじやございせん。個々の法律で、義務教育につ

きましては事重大でございしますので、どの市町村、どの府県であつても、この程度の施設内容は維持しなければならぬ、これ以上のことをやらなければならぬといふことは、大いにお書きいただきたいと思ひます。もしそうならば、それに即応した経費の算定の仕方、地方財政平衡交付金制度の中でやつて行けばよろしい、こういうふうにお考へております。

○小林(進)委員 あなたの先ほどの御説明の中で、平衡交付金に対する特例の四つの項目をおあげになりましたが、その中で、第二番目であり、また総合的な国家事業、こういうものについては、これは地方にまかせておけない、別個に国家が計画を立ててやるべきであると言われるのであります。私はこの考へ方は、單なる道路、港湾だけではなくて、今あなたの言われたその二番目の項目こそ、それは教育に持つて来て考へなければならぬ問題じやないか、こう思ふのであります。その特例の二番目と、国家の基

本に関する教育の問題との重要度を、どのようにお考へてありますか承りたい。

○奥野説明員 何か国庫負担金をつけるような行政は、非常に重要だといふふうに誤解されておるようであり、が、むしろ重要なものなら、地方団体が積極的にやつてくれるわけで、金額が地方負担でやつた方がよろしい。しかしながら、国家的な見地から、いろいろ法律で規模をおさめになることは、けつこりだといふ考へ方をしておるのであります。しかしながら、普遍的に起きます行政費といふものと、同地的に起きます行政費とは、財政制度の上においても、扱い方が非常に違つて参るのであります。普遍的に起きます行政費につきましては、これは地方税法や地方財政平衡交付金制度で、十分に測定して行くことが出来ます。必要に応じて一般財源を與へることが可能であります。しかしながら、国道の改修をする、港湾の修築をする、林道の開発をする、こういうふうな局地的に、しかも多額を要しますような経費につきましては、行政費の所在が時々かわつて行きます。しかも大きなものを、地方税法や地方財政平衡交付金法で、それに適合した財源を與えて行くことは困難であります。困難であるのみならず、むしろそういうことは、失策対策を大いにやらなければならぬ、あるいは物価情勢その他から見、国債を発行してまで事業を興さなければならぬ。そういうふうな国の政策と非常に関連をいたしまして、道路の改修を大きくやる、あるいは今回はそれを少くする、こういうふうになつて参りますので、そういうものについては負担金制度をとるべきである。そういうふうな見地から、この種のものには負担金制度が設けられておる、かように申し上げておるのであります。全市町村、全府県に普遍的に所在している経費であり、しかも客観的に測定することが可能であるといふような経費につきましては、地方税法、地方財政平衡交付金制度の運用によつて、個々の地方団体に適合する財源が與えられるのだといふことを申し上げておるのであります。

○小林(進)委員 まづこの点に、大きな見解の開きがあると思ふのであります。あなたの御説明で、私は承服でき

ないのでありますが、これについて一言お伺いしたいことは、それはこの文部委員会、あなたに繰返し繰返し、教育は各自治体において普通のであり、かつ地方住民の重大な関心を寄せる問題であるから、これは一定の基準を示せば、必ず他の費目に優先してこれが実行せられるというふうなことを、あなたは主張しておいでになりませんか。理論的に、そのことはあり得るかもしれませんが、私は、教育の實際をながめておいて、なるほど、地方住民がこれに非常に関心を持つてゐるという点においては、あなたと同じであります。考えを同じくいたします。けれども、地方住民が関心を持つてゐるというところ、地方自治体の機関が、この教育問題を優先的にやるというところは、まったく別個なものであります。確かに、住民は関心を持つております。あるいはPTA、あるいは母の会、あるいは婦人会、あらゆる団体をとりまわして、血のにじむような金を出して、そして教育のわずかな推進に血みどろの闘いをしてゐるのであります。これは実にわれ／＼は涙なくして見ることはできないが、これに相対する自治体の機関の進み方はどうか。これは、あなたもこの前ここでお話しになったように、あるいは岩手県とか何県とかいうように、平衡交付金で定めたわく内その教育費さえも、現に教育に投じられていない。八〇%か七〇%ぐらいしか使われていない。東北、北陸あるいは北海道といえ、教育施設が一番悪いところであり、その悪いところへ、定めた一〇〇%の教育のわくの施設内でも、その費目が使われないで、よその費目に使われる

ということになれば、まず／＼教育の機会不均衡を来しまして、そういう僻地における児童の教育の程度は、だんだん低下して行くのじやないか。これが実際の地方の自治機関のやり方であります。だから、あなたのいわれる非常に普通のことであり、関心を有するという問題と、地方自治体が教育問題を優先的に取上げてこれをやるということとは、まったく別個なものであります。今日のが日本の教育の実際は、地方自治体は、あるいは土木費、衛生費、災害の復旧、道路の改修というふうな、どうも政治的に動いて、地方自治機関がそのうちの方へ、せつかくの費用を全部投じてしまつて、大切な教育というものは、いつでもあとまわしにする。ここに地方住民と機関との間に進み方のずれがあるから、これをいかにして救済するかというところが、今日の重大問題ではないか。これをあなたは一、二度伺つておきたい。

○奥野説明員 前段の、この前私が、東北の若干の県においては、義務教育にかかる基準財政需要以下に決算に終つてゐる団体があるというのを申し上げたことが、不均衡の例だといふふうに御指摘になつておりますので、繰返して申し上げたいと思ひます。従来教育施設の悪かつた団体におきましては、しかし、従来の施設が悪いからといつて、少い額を平衡交付金制度で計算しないのであります。その団体において維持するべき教育施設に必要な財政需要額を計算しておるわけであり、従つて、施設は十分に質的向上を見るわけには参りませんので、過渡的には、基準財政需要額以下の決算になつてゐるのだということを申し上げたのであります。もし、従来通りの国庫負担金制度でありますならば、従来通りやはり低い質にとどまるわけであり、質が上つて参つて来ないのであります。平衡交付金制度で考へてゐるまでは、一挙に行かないということ、私は申し上げたわけであり、

第二に、住民が関心を持つておつても、地方団体の機関が関心を持つていないじやないか、これをどういふふうに見るかというふうな意味のお話があると思ひます。私たちは、それが政治をするか。現在、市町村におきましては、市町村議会が意思決定をしまし、市町村長といふものは、市町村住民から選ばれる。従つて、住民の意向といふものが、市町村行政に反映する仕組みになつております。もし住民の意向といふものが、市町村行政に反映しないならば、制度を検討しなければならぬ。少くとも、今はこのようになつて、住民の考へ方といふものは、行政の上に反映される仕組みになつてゐるはずだ、かように考へられておるだらうと思ひます。しかし、なおこれに加えて、私たちは義務教育につきまして、八千万国民が施設の基準といふものを法定すべきである。言いかれば、住民なり地方団体の機関なりに努力目標を與へて下さい、かようなことを申し上げておるのであります。努力目標が與へられて、なおかつそれだけ十分に行かないというところはないと思ひます。しかしながら、現在において教育費が十分使われていない

といひますならば、これは私は事教育に限つた問題ではないのであります。従つて、あらゆる行政について起つてゐる問題であると思ひます。現に昭和九年から十一年までの国民の租税負担といふものは、一三・八%でありました。現在二〇・九%に達してあります。それでも個々の行政には、みな十分ではありません。東京では財源が余つてゐるといわれておりますが、道路はでこぼこであります。従つて、これは教育だけの問題ではないのであります。やはり経済力にマッチした行政といふものを考へて行かなければならぬ。これは、私は相當の熱意が示されてゐるはずだ、そういうことを、しば／＼新制中学の建設費等を例にとつて申し上げてゐる次第でございます。

○小林(進)委員 私は、あなたの地方自治体のあり方についての理論的なお答えは、承服できるのであります。しかし、実際の面において、やはり自治体の機関が、教育の問題を推進する点において、他の費目と同等ないしはそれ以上に熱意を示してゐないといふことは、事実の面においてはつきりいえるのであります。それは、いい悪いは別であり、これは事実であります。あなたがいかに理論的に述べられ、でも、だめであります。これをいかに正するかといふことが、まずわれわれがこの義務教育費国庫負担法に賛意を表してゐる第一の問題である、こういうことを私は申し上げておきたいのであります。

それから、前の委員会から御説明を聞いておりますが、この現行に行われている教育の地方差、あるいは不均衡という問題を、一休いかには是正したらよろしいか。あなたは非常に反対意見だけをお述べになつておられますが、この不均衡を一体どう是正したらよろしいかという積極的な御意見を私は承らなう。またあなたの御説明の中にこれが出て来ない。もちろん、あなたのおつしやるように、地方差に基いて教員の俸給に高低があり、中央官吏と地方公務員とに俸給の差額があるという、そういう補助的な格差、差別というものは、当然あつてもよろしい、これはあなたとまったく同感であります。同感であります。全日本国民が、文化的な国家として教育を基本になして、いかにわが日本の文化国家を建設するかといふ、この重点に焦点を合せて、教育の機会均等をどうして建設するかといふ、この面に対するあなたの積極的な御意見を私は承りたい。

○奥野説明員 たび／＼その点についても触れて申し上げてゐるつもりであります。すなわち、義務教育につきまして、府県や市町村において行われるべき施設の内容といふものを、国会の議を経て法定していただきたい。法定されるならば、それに必要な財源といふものを、個々の府県、市町村について確保して行きたい。それはもとより地方財政の平衡交付金制度の運用によることであります。しかも、それらの施設の内容が法定されるならば、財政的にもそれが確保されるように受入れ態勢といふものを、このたびの地方財政平衡交付金の改正の中に織り込んだわけであり、もし義務づけられた施設を維持しない場合には、関係行政

機関の長が勧告する、勧告しても応じない場合は、地方財政平衡交付金をそれだけ減額する、こういうような受入れ態勢までいたしておるわけでありませう。

○小林(進)委員 私には率直に申し上げます。あなたは教育施設に対する基準を法律で国会で制定すれば、それで教育問題がうまく行くのであるということをお返し言っておられますが、それが私は承服できないのであります。この問題について、率直に私が申し上げますと、通産行政あるいは建設行政、あるいは貿易行政といふものは、それらの官庁があつて、それぞれ責任を持つて、その完成のために努力をしてゐる。私はこの教育の問題——もちろん文部省はありまして、文部省に予算をくれてやるというより、なげな考えではないのであります。けれども、この教育という問題は、国の基本に属する問題でありますから、単に地財委が予算だけを組んで、予算のわけだけやつて、そうして地方にまかせておくという形は、真に日本が民主化して、地方自治並びに日本の財政が完成した後ならばよろしいけれども、今日のまだ未文化のわが日本においては、どうしてもこの教育行政といふものは、別個にひとつ強力に専門の機関が、あらゆる知能——もちろん財政もつかむ、そしてあらゆる精力を傾けて、これが世界の水準より以上に進むような熱意ある態勢をつくつて行かなければならぬ、こういう私は考え方をいたします。その意味において、初めからあなた方が單なる費用だけを持つていられて、他の費目と並列的に考へるような形は改めて、教育の

問題はもつと、他の通産あるいは他の建設、他の土木、そういうことよりも、積極的に熱意を持つて乗り込んで行く態勢のためにやつてもらいたいという一つの環として、今義務教育費国庫負担法を私は提出してゐるわけでありませう、これに対するあなたの御所見を承りたい。

○奥野説明員 教育について熱意を持つてゐるか、持つてゐないかといふことを、もしかりに基準財政需要額の教育項目ごとの金額で推測していただければ、地方財政平衡交付金法で測定いたします財政収入は、税の七割、平衡交付金総額の九二%であります。従いまして現実に行われておる行政費から、税の三割と平衡交付金の八%程度は、税の減額しなければならぬわけでありませう。ところが、この義務教育につきましても、地方財政計画で見込んでおられますと、大団圓程度のもので、基準財政需要額に見込んで行つておるわけでありませう。このことから、義務教育につきましても、特別な財政上の扱いをしてゐるということが、御了解いただけるのじやないだらうかと思ふのであります。しかもまた、先ほど来しばしば申し上げます施設の基準につきましても、義務教育についてこそ、まづ先に制定されなければならぬものじやないだらうかと思ふのであります。従来、この種の問題につきましても、全部補助負担金の制度で、国の意図を地方において実現させるようなやり方をして来たわけでありませう。従いまして、昭和二十年ごろにおきましては、何百本という補助金の綱が府県市町村の首にくくられておつ

て、補助負担金を通じて、府県市町村の教育というものが支配されて来て来たと思ふのであります。しかしながら、これでは、いつまでたつても、民主政治の基礎といふものは固まらないわけだから、補助負担金といふものをぶつた切つてしまつて、それに必要な財源といふものは、個々の地方団体に分けて、平衡交付金制度で確保することになつたわけでありませう。その中で、義務教育につきましても一〇〇%に近いものを見込んでおる。しかも、いろいろ施設の内容といふものが法定されるならば、さらに平衡交付金制度で、その十分の裏づけができるような仕組みも講ぜられた、かように申し上げておるわけでありませう。少くとも、民主的な運営をして行こうと考へます場合には、補助負担金の制度はやめて、むしろ地方団体に求めるべき行政の基準を法律で定めねばならぬ。言いかえれば、補助金統制をしないので、あるいは補助金を運営する官僚統制といふものです。そういうことにはいたさないうで、国会統制をやつていただかなければならぬのじやないか。八千万国民の考へ方に基いて、地方における行政は規制していただく、これは必要なことであらう。こういうふうな考へ方を持つておるわけでありませう。

○小林(進)委員 この問題は、この基準法を改定されれば、平衡交付金の現在の制度でもつて、教育行政は理想的に進んで行くとおつしやるあなたの御答弁には、まづたく承服ができませんのであります。これはまあ見解の相違であります。次に、私のお伺ひいたしたいのは、この前の質問に関連するのであります。が、こうした義務教育のわくを別個に抽出して、他の官僚組織にまかせることは、中央集権を非常に強力にするといふことを繰返しおつしやつた、その問題についてお伺ひするのであります。けれども、それに対して、現在、地方財政委員会が平衡交付金を握つておるでございまして、そうして国家の、大蔵省を別にした他のどの官庁にもないような龐大な予算を配分してゐられる。その権力は、まづたく中央集権に相ひつたものではないか、これほど強力なものはないじやないかといふ私の質問に対して、これは地方自治体から成り上つて、しかも委員会制度で、委員がおきめになることでありませうか、中央集権ではないといふようなお話があつたのであります。それに対して、実際に、それでは合理的な地方自治体の意見を参酌して、委員が合議制でおきめになるのか。委員という名前の下にいられる局長課長——あなたであります——あなた方が独裁的な権力を振つて、事実の面を決定してゐられるのじやないか。これこそ、委員会という名に隠れた、ほんとうの官僚の独裁ではないかといふことを、お尋ねしたのであります。それについては、いつでも法律に従つてそれをやつてゐる、決して独裁ではないといふような御答弁があつた。ところが、私がこの委員会ですらういふ質問をいたしますと、各地方自治体からいろいろ投書が参るのであります。実にいいところをついていただきました、私もまづさきに地財委のお役人の権力と龐大な決定権と偉大な力には、まづたくふるえ上つております。われ／＼の官僚の中には、言つては悪いが、あなたのそで

にすがつてお頼みしたら、まさに明日を待たずして平衡交付金の決定額を修正してもらつた者もある。私は政治力がなくて、実にけんもほろろに断られてしまつた。あるいは部下の立話で、それならばというので、その問題をただちに修正してもらつた人もある。どう考へても、委員会に諮つて委員会の決議に基いてそれが決定されたというふうな経過じやなくして、局長、課長の即断により、きまつたという例証が必ずあると思ひます。だから私も、今中央官庁に陳情、請願するといつても、何を言つても地財委をいかにして陥落させるかといふことが、明けても暮れてもわれ／＼の悩みの種であります。あるいはまた、あなたのやり方こそが、まさに官僚の露骨な権力を現わしてゐるところの例証であるといふ点においては、まづたく同感であるといふことを言つておるものであります。この問題について、私はあなたの御所見を承りたいと思ひます。

○奥野説明員 地方財政平衡交付金制度につきましても、この制度の成立後、二年有余を経ましたので、府県市町村に十分納得されてゐるものだと考へておつたのであります。今小林さんのお話になりましたようなことが事実だとすれば、なお地方財政平衡交付金制度についての理解の徹底を欠いてゐる面があるのだらうと思ふのであります。しかしながら、地方財政平衡交付金法を讀んだだけではわかりません。よきに、地方自治の調和をはかりますためにいろいろ仕組を考へてゐるわけでありませう。第一には、これを運用する機関が、地方財政委員会とい

とが言われるし、地方自治体の組織なり機関のあり方も、そういう建前にはなつておりますが、實際現在の政治がそういう状態にないところに、問題があるわけです。教育費の教育にしましても、地財委の方では、憲法で保障しておるのを、国庫で補償しようが、あるいは地方が自分の費用で補償しようが、それはどつちでもいいのだ、むしろ地方でやるべきだというお考えのようであります。現在の状態ではそれができない。また平衡交付金でも、やればやるはずだというようなお考えですが、それが現実によれないところに、こういう法律をつくらなければならない状態になつて来たわけなのであります。

あるように思う。地方財政委員会の意見から提出された意見書と、文部省の意見を對比してみますと、相当さういうところに、考えの相違があるようであります。私は今回徹底的にこの一致点を見出すことは、ちよつとむずかしいよう

に思うのでありまして、将来の課題として残さなければならぬと思います。ただ地財委でいろいろ御説明をなさり、あるいは意見を吐かれる場合に、幾らか行き過ぎていて、非常点には遺憾を感じること、非常に私は遺憾を感じること、を、

問題になつた場合に、御説明なり、御意見を吐かれるときには、慎重にしていただきたい。それは水谷議員も指摘されておられたように、御答弁のときに、とにかく全額国庫負担なら賛成だ、こゝういうを漠然と言われる。それなら余

額国庫負担を実現する御意思ありやといえ、それは地方自治という建前から慎重に考えなければならぬという上

うなことで、單にこの義務教育費国庫負担法をあくまで反対し、握りつづけるための答弁というふうな印象を非常に與える。そういう点は、奥野課長のお氣持にはないかもしれないが、この前御答弁においても、地方財政計画における教員数の問題で、課長の御説明では、小学校は児童が五十名に對して一・四二五、それから中学校の生徒五十名に對して一・七の割合で計算しておると言われたのですが、これは從來から大蔵、文部、それから地財委が一致して小学校は一・五、中学校は一・八ということになつており、そのほかに結核休養者の定数を確保しておつたわけでありまして、どうしてこのように削減されて御説明になつたのか、その点をもう少し明らかにしていただきたい。

○奥野説明員 たいま御注意のありました点は、喜んでお受けしなければならぬと思ひますし、またそういう点は、私たちが反省して行かなければならぬと思つております。立場をどこに置いて考えるかということにおいて、意見は食い違ふと思ひのでありますけれども、私たちの考えておりますことも、また反面よく御検討いただきまして、言いたいことは十分言わせていただきたい。しかしながら、また過ぎた言動のないように、注意はさせていただきます。ただかなければならぬ、かように考へておるわけでありまして、私たちは、やはり政治の民主化といふか、民主政治の基礎としての地方自治を確立して行かなければならぬのだ、こういうことを非常に強く感じておるわけでありまして、そういう面から財政制度をながめて参りますと、地方におき

ます行政につきましては、なるだけ地方の住民があれやこれやと考へながら、最も妥当と信ずるところに従つて、行政を行つて行かなければならぬ。そのためには、地方におきまして必要な財源といふものは、なるだけ地方税で徴収せなければならぬ。地方団体、地方住民が、税金を市町村な府県なりに差出し、その税金の費用を通じて行政のあり方を批判し、監査する慣習といふものを確立して行かなければならぬ。そういう立場から現状をながめて参りますと、昭和元年から昭和五年、満州事変後の始まる前年まで一満州事変後は、わが国の政治の進み方は、非常に中央集権化して来たと思ひますが、昭和元年から昭和五年までの国税総額に對する地方税総額は五六%でありまして、それが本年度では三八・五%であります。地方税が非常にふえたやうでありますけれども、行政の分量が非常にふえているのであります。むしろ國が行つております行政分量よりも、地方団体が行つておる行政分量の方が、ずっと大きくなつておるのであります。それにもかかわらず、かつて地方税総額が国税総額に對して五六%を占めておつたのが、現在では三八・五%であります。従つて、國から出してあります金を合計いたしますと、二千七百五十億を越えておるのであります。これは地方税に切りかへなければならぬと考へていられるにもかかわらず、補助負担金をむしろ新たにづくつて行こうといふやうな考へ方には、当然批判的であらざるを得ないのであります。その点を御了解願つておきたいと思ひます。

第二の、教員の数について私が申し上げましたことについて、さらに御説明をいたしたいと思ひます。御承知のやうに、義務教育費国庫負担制度のありました最終の年度、昭和二十四年度におきましては、小学校は五十人を仮定の學級といたしまして一・三五人でありまして、中学校は一・七人でありまして、二十五年、二十六年の地方財源全体を計算いたしますときに、一・三・五が一・五になり、一・七が一・八になり、さらに二十七年に於いては、地方職員全体につきまして五%減を見込んでおるわけでありまして、教育職員は、地方職員の半ばを越えておりますが、五%減を見込んでおるわけでありまして、自然、小学校は一・四二五、中学校は一・七二で計算することになつたわけでありまして、もちろん、この数字につきましては、大蔵省も了解しておりましたし、地方財政計画を基礎にいたしまして、地方税の総額、地方財政平衡交付金、地方債等の総額が定まつて参るわけでありまして、

○松本(七)委員 今行政整理として五%減を見ているというお話でしたが、公立学校の教員については行政整理をしないといふことになつておる。それから、昨年地方行政簡素化本部におきまして地方公務員の整理問題が検討されたときにも、やはり教員については結論が出ておらない。そういう状態にあるにもかかわらず、地財委が独断でこういうふうな教員の定数といふものを財政の面から削減して出すといふところに、問題があるのではないかと考へます。それから、この法案が通れば、教員数が四万人もふえるといふことをさつき言つておられるが、そういうところに行き過ぎがあると言つておるのであります。

○奥野説明員 いろいろ言動に行き過ぎがあるという点は、よく反省して参りたいと思ひます。ただ地方財政計画をつくり出す際に、國としてどういふうな規模の行政を行つて行くかといふことを、をはり国会でいろいろおきめになるのですが、地方財政計画として、國の予算と関連するものでありますから、先にきめてしまふなければならぬ。従つて、國の予算が成立いたしますときには、たゞいま申しましたやうに、地方行政において簡素化が行われておるといふことを前提として立てたのであります。しかしながら、国会において、そういうことを他の面におきましてやらぬといふことになりまして、財政計画を修正しなければならぬ。地方財政計画を修正しなければならぬ。現在できておる地方財政計画の基礎に基いてお話を申し上げたのであります。この数字は、文部省の指定統計によりまして教員の数と、その大きな開きはないといふやうなことから、これを一応前提として比較を申し上げても、必ずしも独断に過ぎることではなからうと考へて、そういうことを申し上げたのであります。

○内藤説明員 たいまの点について、文部省としては一度も了解を與へていないのであります。これは地方財政計画の中に一・五、一・八で計算されたものが、地方職員が全体で五%の減になつたとしても、教員も地方公務員と同じやうに一律に五%削減されることとは、一回も開議でも地方公務員の教員についてはいきめていない。少くとも公立学校の教員については行政整理はしないという法律が決定した以上、地方公務員についても、当然教員についてははさるべきだと、私どもは期待しておつたのであります。そしてこの問題は、教員も地方公務員と同様に五%の削減をしなければならぬといふ重大問題について、少くとも開議では論議されなかつたかと思ひます。これが、これを地財委で一方的におきめになるという点については、文部省はたゞの一回も了解を與へていないといふことを申し上げたいと思ひます。なお一・五、一・八といふ数字については、相當な根拠があるのであります。これは国庫負担法当時、文部省と大蔵省できめた数字である。何か偏激的な一・五、一・八といふ数字ではないのであります。實際の平均學級の規模は、大体四十五でございまして、四十五の平均で参りますれば一・三五であります。ですから、校長とその他を除きますと、これではぎりぎりなんです。もしこの数を割るやうになりますと、例の三百七十五円という問題がからんで来る。今、奥野課長は、減員と同じであるといふ御説明をなさつたけれども、それでは三百七十五円を引下げたのかという問題も起きて来るのである。ですから、財政計画そのまゝを見ていただかなければならぬ。しかし、そのまゝ見ていただくとがでさういふなら、私どもは從來通りの国庫負担といふものを、主張せざるを得ないと思ひます。

○溝口委員 時間がたいへん過ぎておりますので、一点だけ念を押してお聞きしておきたいことがあります。だん

だんと御答弁を承つておりますと、われ／＼の考へております文部行政に對する考へ方と、根本的に平行線のやうな感じがいたしますので、この点は論議いたしません。水谷委員からお話がありましたように、萩田局長は、この法律案に對して、いたずらに財政面だけにという御批評があつたようでありまして、地方財政委員会こそ單なる財政面を固執してということよりも、むしろ地方財政委員会そのものの存立に非常に固執された政治的な意見のようであり、われ／＼はたいへん遺憾のうちに思ひますが、その点については論議をいたしません。結論としては、課長は現在の平衡交付金制度において、義務教育は完全に行われる。現在も行われつつあるし、文部省の心配するやうなことはない。將來も地方自治を確立し、教育の自由を確保しつつできるという結論であるということについては私は間違いないと思ひます。昨年の十一月六日で、地方財政に關する質問趣意書を出したのでありますが、その中でこういうことを質問いたしました。

「義務教育費については、地方財政平衡交付金の内外において特別の処置をなすべく考へ中と聞くが、その方法如何」という質問に對して「政府としては、義務教育費を地方財政平衡交付金制度からはずして別途教育費のみの交付金制度を設けるという事は目下のところ考へていないが、現行交付金制度については、これが再検討を加へ、その改善を図りたいと考へていゝる」という御答弁がありました。おそれるこの答弁書は、地方財政委員会

がつくつたものと私は考へます。そうなりまして、この義務教育費国庫負担法に對するわれ／＼と地方財政委員会との質疑応答の結論として、現在の平衡交付金制度はそのままいいというところ、やはり政府としては何か検討を加へて、目下のところは別に考へるつもりはないが、なお改善の余地を残しておるという答弁があるのです。これは具体的に何を意味するのか、この際伺つておきたい。なお、あなたの今までの答弁と食い違つてゐるやうに思ひますが、そこをはつきりしていただきたい。

○奥野説明員 先ほど申しあげましたように、地方財政平衡交付金制度につきまして、二点大きな改正を加へてゐるわけでありまして、一つは、従来地方財政委員会規則で定められておりました部分の、基準財政需要額や基準財政収入額の測定につきましては、全面的に法律で定めるのだというふうにいたしました。第二点は、個々の行政につきまして、国が要請する施設や規模を地方団体が維持しなければならぬ。それを維持しない場合には、平衡交付金につきまして減額交付の制度を設けることによつて、補助負担金がねらうやうな、個々の地方団体における、国が要請する行政の部分を、間接的に保障しようというやうなことにいたしましたわけでありまして、そういう点が、おそれるその当時考へられておつた構想だろうと、私は考へるわけでありまして。

それから、先ほど教職員の一・五とか一・八とかいふ数字について、いゝる／＼御意見があつたわけでありまして、もとより一・五とか一・八といふやうな数字は、具体的に県には当てはまらない問題であります。非常に山間地帯の多いところと、そうでないところによつて、一学級当りの児童、生徒数が相當違つて来ますので、自然これらの数は違つて来ると思ひます。また二十五年以来、国において各府県が維持すべき教職員の数を指示したいというところは、聞いていないのであります。地方全体を考へて行きます場合に――これはあるいは教職員の数も、多ければ多いほどよろしいかもしれませんが、全体物に考へまして、地方公務員の数をこの程度にとどめたい、こういうやうな考へ方から出發してゐる問題でありまして、五％の問題は、文部省としては何ら相談を受けていないとおしやいですが、地方行政簡素化本部におきましてこの問題が論議になりましたときに、内藤課長も御出席になつておりましたことを、私は申し上げておきたいと思ひます。

○浦口委員 先ほどの私の質問に對する答弁を整理いたしましたところ、どうもはつきりしない点が出たので、ひとつこれも聞きましておきます。地方の財政需要については、これは計算単位が出ておきますので、事務当局として裁量の余地はない。しかし、収入の面については、これを測定する場合に、裁量の余地があるのではなからうか。こゝに對しては、それがないといふことを御答弁になつたのであります。その後法人税の裁定にあたつては、私は記憶しておるのでありますが、ストライキなどが起きた場合には収入が減つて来る、その場合には、特別交付金でこれを補つて行く、こゝに對しては、お話を承つたのであり

ます。これは一つの具体的な例と思ひますが、そういうことによつて、収入面については、事務当局でやり一つの裁量の面があるのだ、こゝに對しては、前の答弁と違つてゐると思ひます。その点をひとつ承つておきたい。

それから、地方行政委員会との連合審査会に對して問題になりました、いわゆる奥野課長の私見、公務員の政治活動との関連について、その後あなたとして、何か御検討になつたか。私は、実は法制意見局長官に、いゝ／＼意見を聞いてはおりますが、一応あなたの意見を承つた上にした。その二つであります。

○奥野説明員 平衡交付金制度の運用に對して、裁量の余地があるかないかという問題については、二つにわけて考へなければいけないと思ひます。普通の交付金の計算は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除して定められます。個々の例につきまして、収入が幾らあるはずであるかということ測定するのは、この基準財政収入の面についてだけでありまして、普通交付金の面には關する限りは、裁量の余地はございません。特別交付金につきましては、全体的なそれらの計算において捕捉されなかつたところを、算定し直して行くわけでありまして、もとより裁量を加へて参ります。

第二の、政治的行為の問題であります。私はあらためて国家公務員法を讀み直してみましたが、讀み直してみまして、なおかつ私は、何ら国家公務員法ないし人事院規則に規定いたしてありますところと反するやうな行動

は、絶対になかつた、かやうに考へております。

○浦口委員 そういたしますとこゝにうふに了承しておいていいと思ひますが、意見長官の意見といたしましては――もちろん、これは非公式の話し合ひでありますから、正式には意見長官を呼んで聞くということになると思ひますが、こゝに對してあります。それは、公務員が大臣などの意見を代表して言つたという場合は、これは政治活動にならない。またその指令に基いて反對するということとはかわらない。そういう関連なしに、自己の見解で反對するといふやうなことは、そこに疑義がある。それから、地方団体などの会合において、一つの法律案などを説明する場合に、事務的にその法律案の欠陥を指摘することはいいが、結局そうした会合を、反對意見にまで持つて行くやうな積極的な行動があつた場合には、これはやはり疑義がある。こゝに對しては、

それはその当時の空氣、實態を見なければならぬわけでありまして、前段に對しての解釈は、私はある程度正しいと思ひます。そこで、今課長が、公務員としての分限から逸脱してないといふことは、結局連合審査会において、私の意見と言われたことは、地方財政委員会の野村委員長の意見を代表したものである、こゝに對しては結論しておいていいだらうと思ひますが、その点、いま一度確かめておいて、私の質問を終ります。

○奥野説明員 連合審査会のときに、「私」といふ一人称を使つたことについて疑義がありましたので、あゝのときに私お答えいたしましたやうに、私が申

し述べたことは、地方財政委員会の意見と異ならないと思うが、しかしながら、いろいろ疑義があつてはいけなから、お配りいたしました地方財政委員会の意見書に書いてあることが、地方財政委員会の意見だというふうに御了承願いたい、かように申し上げたわけであります。

○松本(七)委員 委員長にお願いしておきたいのですが——この問題がすみやかに結論に到達することを望むのですが、その他に、教育委員会法の一部改正法案が、すでに説明がなされ、審議事項がたまつておりますから、委員会を頻繁に開いていただきたいと思ひます。

○竹尾委員長 承知いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十八分散会